

別紙5_NACCS利用(接続)形態①

外国



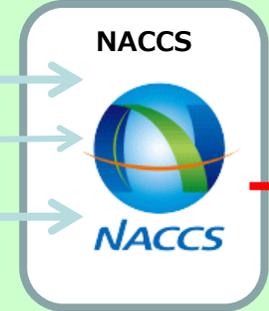
自社システムとの接続は国内に設置したサーバからのみ

日本

1. 自社システムとのゲートウェイ接続



専用線



Internet等
独自EDI



Internet



2. サービスプロバイダー経由接続



専用線

SPシステムとの接続は国内に設置したサーバからのみ

Web Entry
SPによって提供される報告用画面(WEB)



サービスプロバイダー経由接続を使用する報告義務者は、あらかじめ申請者IDを取得する必要があります。

申請者IDの取得

別紙5__NACCS利用(接続)形態②

新たに導入される出港前報告制度においては、「海上コンテナ貨物に係る積荷情報の報告は、電子情報処理組織を使用して行われなければならない」としている。ここでいう電子情報処理組織とは、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）が管理・運用する輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）のことであり、当該報告のためのNACCSとの接続方法については、以下の方法がある。

1. 自社システム（注1）とのゲートウェイ接続

報告義務者の自社システムとNACCSを直接接続して報告を行う方法であり、接続の方式については以下のいずれかとする。なお、接続方式の詳細については、「NACCS EDI仕様書」において定められている。

① ゲートウェイ接続（SMTP/POP3方式）：

自社システムのゲートウェイサーバとNACCSのサーバを、ネットワーク・トランスポート層にTCP/IP、その上位層をSMTP/POP3により接続する方式。複数件の処理要求電文をまとめて送信可能であり、処理結果電文は一定時間後にNACCSのサーバに取りに行く（受信）必要がある。

② ゲートウェイ接続（SMTP双方向）：

自社システムのゲートウェイサーバとNACCSのサーバを、ネットワーク・トランスポート層にTCP/IP、その上位層をSMTPにより接続する方式。インタラクティブ処理方式であり、1件ずつ処理要求電文の送信と処理結果電文の受信が行われる。

（注1） 自社システムとの接続については、自社システムのゲートウェイサーバが日本国内に設置されていることが条件であり、当該ゲートウェイサーバとNACCSのサーバとの接続については、NACCSセンターと利用契約を締結する必要がある。

2. サービスプロバイダー経由による接続

NACCSとの接続が認められたサービスプロバイダー（注2）が提供するサービスを利用して報告を行う方法であり、当該方法を利用して報告を行おうとする報告義務者は、あらかじめ、「申請者ID」（注3）を取得することが必要となる。

（注2） NACCSとの接続が認められたサービスプロバイダーについては、Advance Filing Rules web site (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>) において公表中。

（注3） 「申請者ID」は、サービスプロバイダー経由で報告を行う場合に、「報告義務者」を特定するために必要となるコードである。当該コードの取得については、NACCSセンターがインターネット上 (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>) で提供する「申請者ID発給システム」を利用して行う。

【※】 サービスプロバイダーとNACCSとの接続については、前記1①、②に掲げるゲートウェイ接続方式を採用し、サービスプロバイダーのゲートウェイサーバが日本国内に設置されていることが条件となる。

また、日本国内に事業所を有し、NACCSセンターと利用契約を締結している者であれば、NACCSセンターが提供するクライアントソフト（パッケージソフト）を使用して報告を行うことも可能である。